

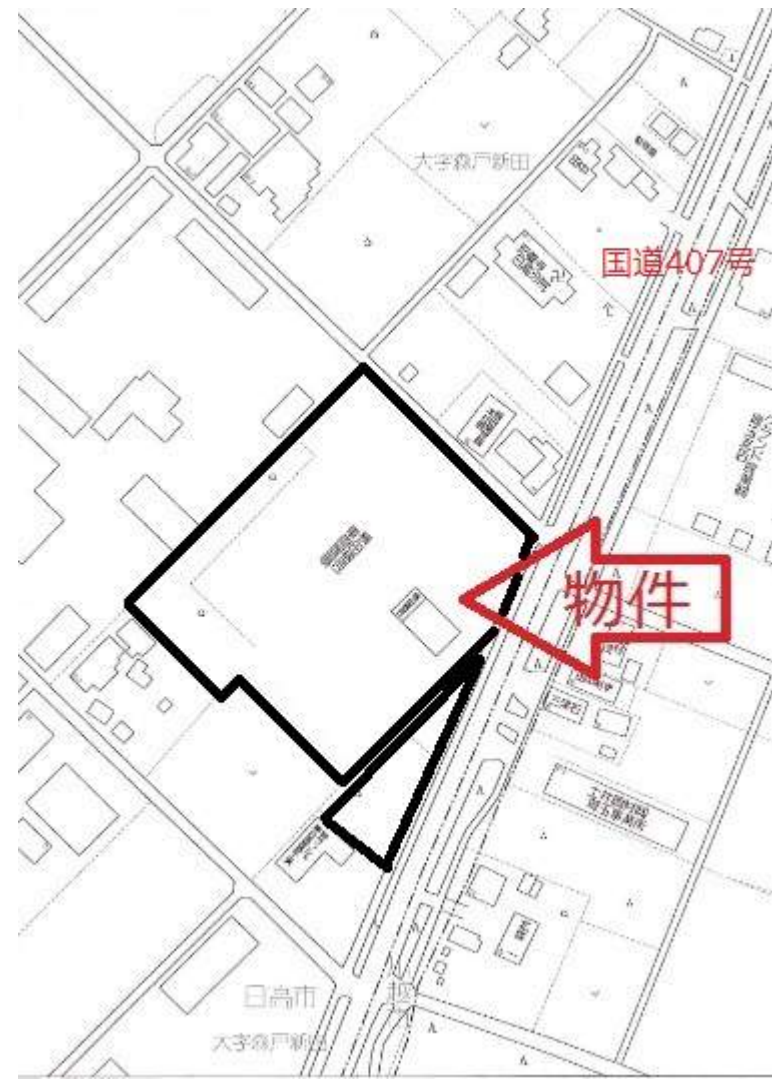
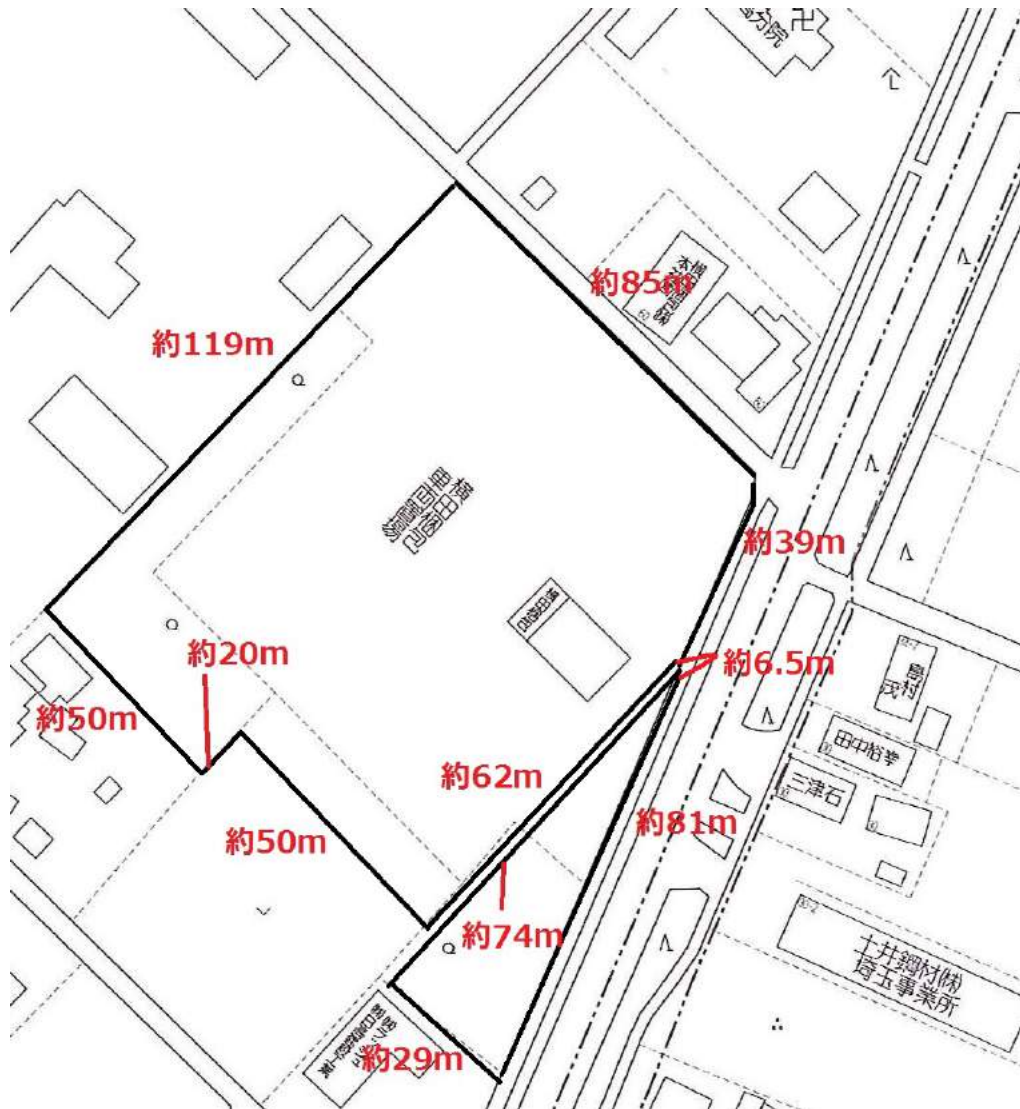
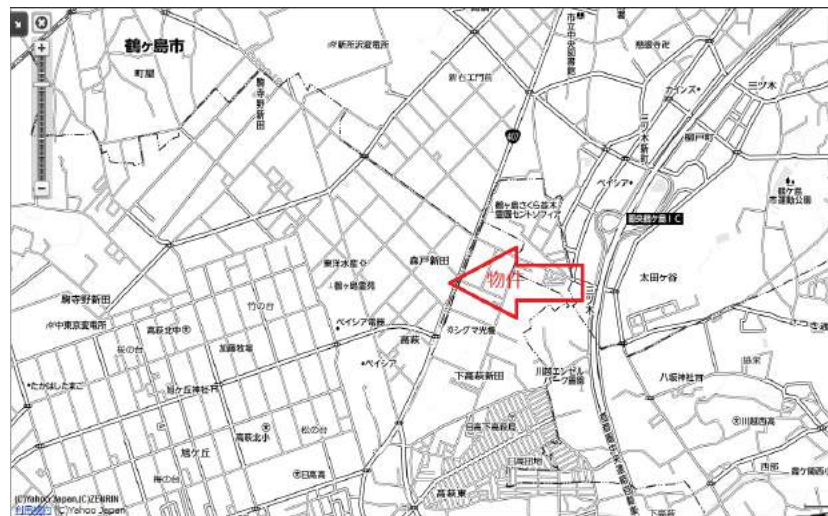
貸地：埼玉県日高市
交通：圏央道 鶴ヶ島 IC1.9K 関越道 鶴ヶ島 IC3.9K
所在地：埼玉県日高市森戸新田 61-2 他
面積：3572.85坪(公簿) 全体11,811.10㎡
土地権利：所有権 都市計画：市街化調整区域
建ぺい率：60% 容積率：200%
地目：宅地、雑種地、畑 用途地域：無指定
引渡日：相談 現況：使用中
接道：東南約39m国道 道路：東南約64m
接道：北東約85m 道路：北西約119m
契約期間：20年

※諸条件相談可能 ※分割相談可能
 ※引渡は設備の移動がある為、相談
 ※都市計画法 34 条の 12 号の手続きが必要になります。
 ※排水は、中水処理施設が必要になります。

日高市の企業誘致政策における高萩北部周辺地域に該当しています。この地域では、先端技術産業系の工場や小規模な小売業を営む店舗の立地等による産業系新市街地地域としての整備を進めています。しかしながら高萩北部周辺地区には、公共下水道や河川・大きな水路がありませんので、1ヘクタールを超える大規模なものや事業用排水を伴う立地計画は困難な状況です。また近隣に住宅等がある場合、建築物の高さを2階(15m)以下にして頂くようお願いしているとのことです。

日高市には立地推奨金制度等はありませんが、埼玉県の産業立地促進補助金制度等の活用が可能です。

- 立地に関する基準
 1. 指定区域内であり誘導する産業の業務機能を有する建築物である事
 2. 市長が条例の規定に基づき指定した道路に6メートル以上接していること。
 3. 大型車両の通行に際して、道路状況に配慮がなされていること。
 4. 工業排水を伴わないこと(生活排水の放流のみ可能)
 5. 建築物の高さは、近隣と調和が図れるものであること。
 6. 上記基準を満たし、市関係課及び関係機関との調整が整うものであること。
 - 誘導する産業の業務を有する建築物
 - 小売業を営む店舗(店舗面積が3,000㎡未満のものに限る)
 - 倉庫 事務所
- 希望条件 360万円/月 保証金1ヶ月360万円 定借 更地にて引渡し



※図面と現況が異なる場合は現況を優先させていただきます

ヴァンテアン株式会社

〒350-0233 坂戸市南町8-10

お問い合わせ・資料請求は

049-282-5739

取引態様：専任

手数料負担の割合	借主	100%	貸主	%
手数料配分の割合	客付	100%	元付	%

(社) 全国宅地建物取引業保証協会 (社) 埼玉県宅地建物取引業保証協会
 (社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟 建設業許可(般-25)第58208号

埼玉知(4)19347